

『26年版 年末調整の仕方と1月の源泉徴収事務』（平成26年10月10日発行）について

（平成26年11月20日現在）

●改正情報

通勤手当の非課税限度額の引上げについて

平成26年10月17日に所得税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第338号）が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

詳細につきましては、国税庁ホームページをご参照ください（<http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/>）。

●正誤表

本書中、誤りがございました。大変申し訳ございません。

手数をおかけいたしますが、下記差替えの上、ご使用ください。

| 頁 | 該当箇所 | 誤 | 正 |
|-----|---------|---------------------------------|---------------------------------|
| 97 | 下から15行目 | ハ 特定扶養親族（16歳以上22歳未満→19歳以上22歳未満） | ハ 特定扶養親族（16歳以上22歳未満→19歳以上23歳未満） |
| 124 | 下から11行目 | 人は、平成11年1月1日から平成24年～ | 人は、平成12年1月1日から平成24年～ |